# 関東中体連バレーボール部 OB 会会則

## 第一章　総　則

（第 1 条）名称

この会は、関東中体連バレーボール部 OB 会（略称 OB 会）という。

（第 2 条）目的

この会は、関東中体連バレーボール競技部と連繋を密にして、バレーボールの振興に寄与するとともに、生涯にわたりバレーボールに関心をもち、会員相互の研修と親睦を図ることを目的とする。

（第 3 条）事業

この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）関東中体連バレーボール競技への協力

（２）会員相互の生涯スポーツ活動の啓蒙、情報の交換

（３）その他、目的を達成するための事業

## 第二章　会　員

（第 4 条）会員

この会は、次の会員をもって構成する。

（１）学校教育法第 1 条に規定する学校を退職した者で、次の各項に該当する者とする

① 関東中体連バレーボール競技部に所属した者

② 各都道府県中体連バレーボール競技部に所属した者

上記①②の該当者で入会を希望する者

（２）過去に関東中体連バレーボール競技部に所属した者で、現職者の者

（３）現職者においては、特に本会の目的、事業に賛同し入会を希望する者

（４）入会を希望する者については、幹事会の推薦を得る

## 第三章　役　員

（第 5 条）役員

この会には、次の役員を置く。

| | |
|---|---|
| （１）名誉会長 | １名 |
| （２）名誉副会長 | １名 |
| （３）顧問 | 若干名 |
| （４）会長 | １名 |
| （５）副会長 | 若干名 |
| （６）幹事長 | １名 |
| （７）幹事 | 若干名 |

（第 6 条）役員の選任

この会の役員は、幹事会で選任し、総会で承認を得る。

（第 7 条）役員の任務

1　名誉会長・名誉副会長・顧問は、本会の重要事項について、会長の諮問に応じ助言する

2　会長は、この会の業務を統括し、この会を代表する

3　副会長は、会長を補佐し、会長にことがあるときは、その職務を代理・代行する

4　幹事長・幹事は、会長に協力して、幹事会の業務を議決し、執行する

（第 8 条）役員の任期

役員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。欠員補充によって就任した役員の任期は残任期間とする。

## 第四章　会　議

（第 9 条）総会

この会は、2 年に 1 回開催することを原則とする。但し、必要に応じ会長が召集して行うこともある。

（第 10 条）幹事会

幹事会は会長が召集し、諸事項の審議並びに会務の執行に当たる。

## 第五章　事　務　局

（第 11 条）事務局

この会の会長宅に事務局を置き、処務運営の任に当たる。

（１）事務局は、会長の委嘱によりその任に当たり、主としてこの会の運営を推進するための庶務、経理の処理に当たる

（２）事務局は、事務局長 1 名と事務局員若干名とする

## 第六章　会　計

（第 12 条）経費

この会の経費は、会費をもって充て、会費は一人年間 2,000 円とする。

（第 13 条）会計年度

この会の会計年度は、当年 8 月 1 日に始まり、2 年後の 7 月 31 日に終わる

## 第七章　補　則

（第 14 条）施行細則

この会の施行についての細則は、会長が別に定める。

（第 15 条）施行期日

この会則は、　平成 10 年 2 月 14 日から　施行する。

平成 12 年 9 月 30 日　　一部改正

平成 15 年 11 月 8 日　　一部改正

平成 17 年 8 月 8 日　　一部改正

平成 19 年 9 月 29 日　　一部改正

平成 21 年 8 月 7 日　　一部改正

## 関東中体連バレーボール部 OB 会慶弔規定

◇慶事　　本人　　20,000 円（お祝い）

◇弔事　　本人　　香典 10,000 円　＋　弔電　（会員にもよびかける）

配偶者　　香典 10,000 円　＋　弔電

子共　　香典 10,000 円

両親（実父母・義父母）　　香典 10,000 円（ただし、義父母の場合は、同居に限る）

◇見舞い　この項については、個人の対応とする

（その他、上記以外のものについては、会長の判断によるものとする）